MY企業年金通信

No.2018-04

区分	DB	DC	その他
内容	法令等 / 制度	運用	その他
必須ご対応事項(※)	あり	なし	

※事業主及び企業年金基金にてご対応いただく必要がある題材が含まれている場合に「あり」と表示しています。

確定給付企業年金の積立基準について
(第20回 社会保障審議会企業年金部会・パブリックコメントについて)

※当資料での略号:
確定給付企業年金＝DB
確定給付企業年金法施行規則＝**DB規則**
社会保障審議会企業年金部会＝**企業年金部会**
企業年金連合会＝**企年連**
通知「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」
(平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号)＝**承認認可通知**

2018年5月

明治安田生命

ポイント　改正(案)の概要

◆第20回企業年金部会(平成30年4月20日開催)で「DBの積立基準について」が議論されました。
◆うち、「非継続基準抵触の際の特例掛金の設定方法」について、掛金負担の変動を抑制する観点を反映させた改正(注1)が承認され、現在、パブリックコメントで意見募集されています。

■非継続基準抵触の際の「特例掛金」の設定方法の改正（案）　必須（検討中）

○改正概要（案）：DB制度の財政検証ルールのうち、“非継続基準”に抵触し、翌々年度から特例掛金を拠出する場合(注2)の「特例掛金の下限額の算定方法」を、次のとおり改正
（趣旨：「翌年度の積立不足増減見込額」を一括拠出から分割拠出に変更し、掛金負担の変動を抑制）

改正（案）	現行
（「当年度積立不足」＋「翌年度の積立不足増減見込額」）×（1/5～1/15）（＊） 分割拠出	「当年度積立不足」×（1/5～1/15）（＊）＋「翌年度の積立不足増減見込額」 一括拠出

（＊）当年度最低積立基準額に対する積立比率が、0.8未満は1/5、0.8以上0.9未満は1/10、0.9以上1.0未満は1/15

○施行期日（案）：公布の日から施行（経過措置あり(注３)）

（注１）企年連から要望していた5項目のうちの１つ。なお、残りの4項目は今回見送り（6～7ページ参照）
（注2）積立比率方式による場合
（注3）平成31年3月31日以前に終了する事業年度に係る決算においては、改正前の方法も可

明治安田生命

1. 改正(案)の狙い

・「特例掛金」の設定方法を改正することで、非継続基準抵触の際の「翌年度の積立不足増減見込額」(下図 D) は、**改正(案)**:当年度の積立不足と合算して分割拠出 ← **現行**:一括拠出　となります。

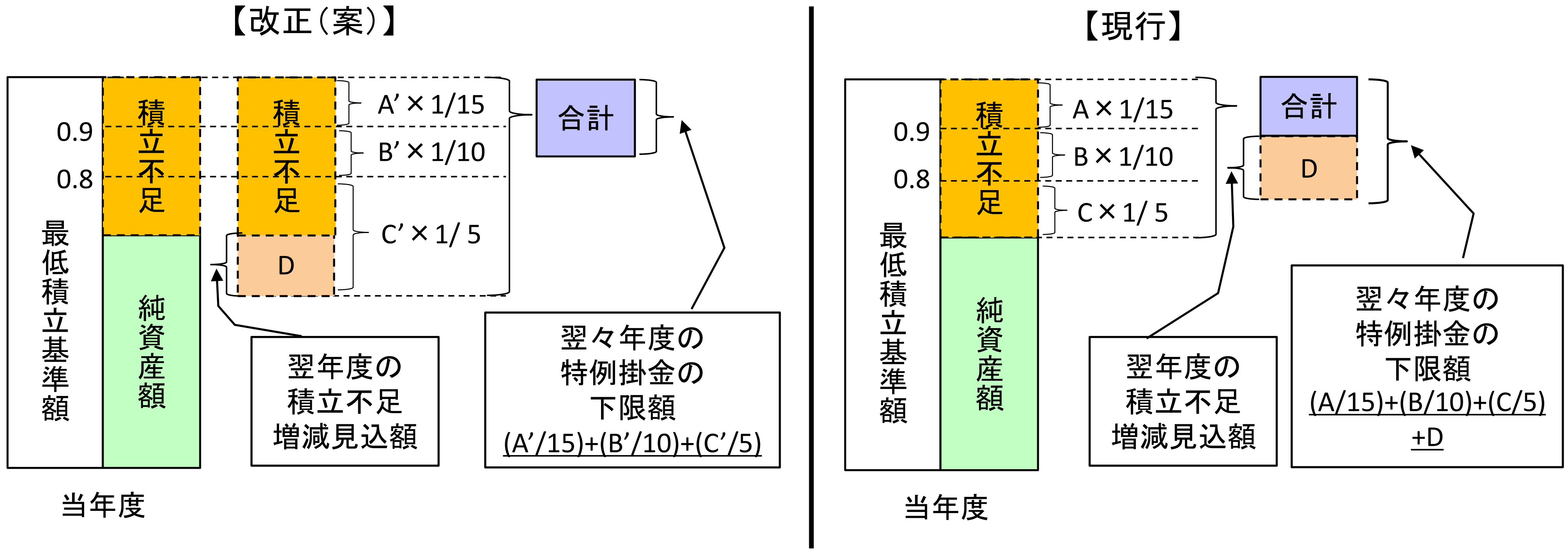

(注)第20回社会保障審議会企業年金部会の資料
http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000204064.html
パブリックコメント(締切は、平成30年5月23日、5月27日)
http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495180011&Mode=3
http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495180016&Mode=0

明治安田生命

2. 特例掛金の拠出イメージ(１) [例1：翌年度に積立不足が増加する場合]

【翌年度に積立不足が増加する場合（2ページ図の「D」の部分がプラスの場合）】
・拠出1年目の特例掛金（下限）は、現行より低くなり、1年目の掛金負担の変動が抑制されます。

※試算前提条件

	当年度	翌年度	増減額
最低積立基準額	1,000	1,030	＋30
純資産額	820	800	▲20
積立不足	180	230	＋50

○拠出1年目（翌々年度）の特例掛金

（注）A～D、A’～C’は2ページ図をご参照下さい

	改正（案）	現行	率
ア. 積立不足＋翌年度の積立不足増減見込額（改正（案）） or 積立不足（現行）	230	180	
当年度最低積立基準額の0．9以上1．0未満の部分（A’ or A）	100	100	…1／15
当年度最低積立基準額の0．8以上0．9未満の部分（B’ or B）	100	80	…1／10
当年度最低積立基準額の　0．8未満の部分（C’ or C）	30	0	…1／ 5
イ. 上記アに対して、右欄外の率を乗じて得た額の合計額	23	15	
翌年度の積立不足増減見込額（D）	－	50	
翌々年度の特例掛金の下限（改正（案）：イ、現行：イ＋D（負値は0））	**23**	**65**	
翌々年度の特例掛金の上限（改正（案）：ア、現行：ア＋D）（負値は0）	230	230	

2. 特例掛金の拠出イメージ（２） ［例2：翌年度に積立不足が減少する場合］

【翌年度に積立不足が減少する場合（2ページ図の「D」の部分がマイナスの場合）】
・拠出1年目の特例掛金（下限）は、現行より高くなり、将来の掛金負担の変動が抑制されます。

※試算前提条件

	当年度	翌年度	増減額
最低積立基準額	1,000	970	▲30
純資産額	820	810	▲10
積立不足	180	160	▲20

○拠出1年目（翌々年度）の特例掛金

（注）A～D、A' ～C' は2ページ図をご参照下さい

	改正（案）	現行	率
ア. 積立不足＋翌年度の積立不足増減見込額（改正（案）） or 積立不足（現行）	160	180	
当年度最低積立基準額の0. 9以上1. 0未満の部分（A' or A）	100	100	… 1／15
当年度最低積立基準額の0. 8以上0. 9未満の部分（B' or B）	60	80	… 1／10
当年度最低積立基準額の　0. 8未満の部分（C' or C）	0	0	… 1／ 5
イ. 上記アに対して、右欄外の率を乗じて得た額の合計額	13	15	
翌年度の積立不足増減見込額（D）	―	▲20	
翌々年度の特例掛金の下限（改正（案）：イ、現行：イ＋D（負値は0））	13	0	
翌々年度の特例掛金の上限（改正（案）：ア、現行：ア＋D）（負値は0）	160	160	

3. パブリックコメント

・平成30年4月23日、27日に「非継続基準抵触の際の『特例掛金』の設定方法」の改正内容がパブリックコメントに付され、意見募集されています。
・締切は、（1）DB規則分：平成30年5月23日　（2）通知分：平成30年5月27日　です。

（1）【平成30年4月23日】 DB規則について
・第58条（積立不足に伴い拠出すべき掛金の額）等　の改正
・公布日から施行
・経過措置として平成31年3月31日以前に終了する事業年度に係る決算では改正前の方法も可

（2）【平成30年4月27日】通知「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」
（平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号）
・（別紙1）確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準　の改正
・様式C7-イ、カ等　の改正
・通知の発出日から改正
・上記のDB規則の経過措置を適用する場合は、改正前の通知の方法も可

※パブリックコメントは、以下をご参照下さい
http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495180011&Mode=3
http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495180016&Mode=0

（１）企年連からの要望事項と企業年金部会での論点１

要望事項		要望の理由	論点
予定利率の算定基準の変更	非継続基準の予定利率について、国債の利回りではなく、優良社債の利回りを勘案して定める。	DBは民間により行われている制度であることから、必ずしも国と同等の信用を確保する必要はない。	✕（今回不採用） 現行の非継続基準の最低積立基準額の算定に用いる予定利率については、 ・30年国債の応募者利回りの5年平均を基準として算定していること ・この基準で定められた率に0．8～1．2を乗じることも可能としていること により、一時的な変動を緩和・除去する措置を講じているところである。 加えて、最低積立基準額は、制度終了時の分配金や他制度への移換金の算定に使用されるなど、予定利率の変更が加入者等の受給額に直接影響するものであることから、予定利率の低下を受けて現時点で変更することは適当ではないのではないか。
	非継続基準の予定利率について、大臣が定める率に0．8～1．2の係数を乗じることを可能としているところ、0．5%等の許容利率を加減する方法に変更する。	現在の低金利下においては、予定利率の上下限の幅が導入当初（平成15年）に設定していたものに比べて狭まっており、その意義が薄れている。	
	マイナス金利導入（平成28年2月）後の期間における国債の利回りを予定利率の算定対象から除外する、又は利回りを勘案する期間を現在の5年より長い年数に設定する。	金融緩和政策による現下の金融市場が自然な取引の場を形成していないと考えれば、機械的な非継続基準の適用による超低金利の影響を排除する工夫も正当化される。	

ご参考

（１）企年連からの要望事項と企業年金部会での論点2

要望事項		要望の理由	論点
予定利率以外の変更	非継続基準に抵触し、翌々事業年度から掛金を拠出する場合の翌事業年度に発生する追加債務（2ページ図の「D」）について、分割償却を可能とする。	翌々事業年度から特例掛金を拠出する場合の追加債務については、翌事業年度に一括拠出する取扱いであり、経年的な負担額の変動を著しく増加させている。	○（今回採用） 非継続基準に抵触した場合において、積立比率方式により翌々事業年度から特例掛金を拠出しようとすると、翌事業年度に増加が見込まれる積立不足を一括拠出することとなるが、これは翌事業年度から特例掛金を拠出する場合との均衡を欠いていると考えられることから、当事業年度の積立不足額と翌事業年度の積立不足の増加見込額を同等に取り扱うように改正することとしてはどうか。
	非継続基準導入時の経過措置（積立比率の基準値を1．0から0．9に緩和する措置）を再導入する。	厚生年金基金からDB移行に伴う最低責任準備金の納付により資産額が減少し、財政基盤が盤石でないDBが多い。	×（今回不採用） （特に記述なし）

ご参考

（２）法令改正（案）の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正（案）内容
DB規則 第58条 （赤字が改正部分）	積立不足に伴い拠出すべき掛金の額

改正後

DB法第63条の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、翌々事業年度の掛金の額に追加して拠出する場合にあっては、次の額とする。
①以上②以下で規約に定める額

① 当事業年度の末日における積立比率（読替後積立金÷最低積立基準額）の区分に応じて下表の右欄に定める額

積立比率	額
0.8未満	（不足額－最低積立基準額×0.2）÷5＋最低積立基準額÷60
0.8以上 0.9未満	（不足額－最低積立基準額×0.1）÷10＋最低積立基準額÷150
0.9以上 1.0未満	不足額÷15

不足額＝最低積立基準額－読替後積立金

② 当事業年度の不足額

読替後積立金＝積立金－翌事業年度の最低積立基準額の増減見込額＋翌事業年度の積立金の増減見込額

改正前

DB法第63条の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、翌々事業年度の掛金の額に追加して拠出する場合にあっては、次のⅠ＋Ⅱの額とする。
Ⅰ.①以上②以下で規約に定める額

① 当事業年度の末日における積立比率（積立金÷最低積立基準額）の区分に応じて下表の右欄に定める額

積立比率	額
0.8未満	（不足額－最低積立基準額×0.2）÷5＋最低積立基準額÷60
0.8以上 0.9未満	（不足額－最低積立基準額×0.1）÷10＋最低積立基準額÷150
0.9以上 1.0未満	不足額÷15

不足額＝最低積立基準額－積立金

② 当事業年度の不足額

Ⅱ.翌事業年度の最低積立基準額の増減見込額－翌事業年度の積立金の増減見込額

（２）法令改正（案）の概要（条文を一部整理加工）

（注）DB規則第58条の表中の算式の解説（改正前）

【積立比率０．８未満の場合】

（不足額－最低積立基準額×０．２）÷５＋最低積立基準額÷６０

＝{（最低積立基準額－積立金）－最低積立基準額×０．２}÷５＋最低積立基準額×５÷３００

＝（最低積立基準額×０．８－積立金）÷５＋最低積立基準額×０．１×（３＋２）÷３０

＝（最低積立基準額×０．８－積立金）÷５＋最低積立基準額×０．１×３÷３０＋ 最低積立基準額×０．１×２÷３０

＝　（最低積立基準額×０．８－積立金）÷５　←　最低積立基準額の　０．８未満の部分の１／　５

＋最低積立基準額×（０．９－０．８）÷１０　←　最低積立基準額の０．８以上０．９未満の部分の１／１０

＋最低積立基準額×（１．０－０．９）÷１５　←　最低積立基準額の０．９以上１．０未満の部分の１／１５

【積立比率０．８以上０．９未満の場合】

（不足額－最低積立基準額×０．１）÷１０＋最低積立基準額÷１５０

＝{（最低積立基準額－積立金）－最低積立基準額×０．１}÷１０＋最低積立基準額×０．１÷１５

＝　（最低積立基準額×０．９－積立金）÷１０　←　最低積立基準額の０．８以上０．９未満の部分の１／１０

＋最低積立基準額×（１．０－０．９）÷１５　←　最低積立基準額の０．９以上１．０未満の部分の１／１５

改正後は「積立金」⇒「読替後積立金」

ご参考

（２）法令改正（案）の概要 （条文を一部整理加工）

該当法令	改正（案）内容	
承認認可通知 別紙1 ３－３ （赤字が改正部分） 【　】内は説明のために追加した部分	掛金の拠出に関する事項の審査要領	
	改正後	改正前
	非継続基準に抵触した翌々事業年度に掛金を拠出することを規約で定めている場合には、 DB規則第58条第2項の規定に基づき規約で定める額 【8ページのDB規則第58条の改正後の額です】 を特例掛金として拠出するよう定めること。	非継続基準に抵触した翌々事業年度に掛金を拠出することを規約で定めている場合には、 翌事業年度の最低積立基準額の見込額 －当該事業年度の最低積立基準額 ＋DB規則第58条第1項の規約に定める額 ＋翌事業年度の積立金増減見込額 が0を上回る場合に、当該上回る額 を特例掛金として拠出するよう定めること。

（２）法令改正（案）の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正（案）内容	
様式C7-ウ、カ （赤字が改正部分）	積立金の積立てに必要となる掛金の額を示した書類（非継続基準）	
	改正後	改正前

改正後

純資産額　①	
財政検証の基準日における最低積立基準額　②	
翌事業年度における最低積立基準額の見込額　③	
翌事業年度における積立金の増加見込額　④	
積立水準の回復に必要な掛金の額　⑤	
積立不足額　⑥	
翌事業年度に追加する特例掛金の額　⑦	
翌々事業年度に追加する特例掛金の額　⑧	
⑦又は⑧に係る特例掛金（掛金率又は掛金額）　⑨	
うち加入者負担分　⑩	

(注)
2. ⑦は、非継続基準に抵触した翌事業年度に掛金を拠出する場合にのみ記載し、③、④及び⑧は、翌々事業年度に掛金を拠出する場合にのみ記載すること。
3. ⑤は、非継続基準に抵触した翌事業年度に掛金を拠出する場合にあっては、規則第58条第1項第1号の額を記載し、翌々事業年度に掛金を拠出する場合にあっては、規則第58条第2項において読み替えて準用する同条第1項第1号の額を記載すること。
4. ⑥は、非継続基準に抵触した翌事業年度に掛金を拠出する場合にあっては、②－①の額を記載し、翌々事業年度に掛金を拠出する場合にあっては、③－①－④の額を記載すること。
5. ④は負値となる場合でも負値を記載すること。

改正前

純資産額　①	
財政検証の基準日における最低積立基準額　②	
翌事業年度における最低積立基準額の見込額　③	
積立水準の回復に必要な掛金の額　④	
積立金の額が最低積立基準額を下回る額（②－①）　⑤	
④以上⑤以下で規約で定める額　⑥	
積立金の積立てに必要となる額（③－②＋⑥）　⑦	
翌事業年度における積立金の増加見込額　⑧	
翌々事業年度に追加する特例掛金の額（⑦－⑧）　⑨	
翌事業年度又は翌々事業年度に追加する特例掛金の額（⑥又は⑨）　⑩	
⑩に係る特例掛金（掛金率又は掛金額）　⑪	
うち加入者負担分　⑫	

(注)
3. ③、⑦、⑧及び⑨は、非継続基準に抵触した翌々事業年度に掛金を拠出する場合にのみ記載すること。また、⑩は非継続基準に抵触した翌事業年度に掛金を拠出する場合には⑥の額を、非継続基準に抵触した翌々事業年度に掛金を拠出する場合には⑨の額をそれぞれ記載すること。また、⑧は負値となる場合でもそのまま記載すること。

・本資料は、明治安田生命保険相互会社総合法人業務部団体年金コンサルティング室が情報提供資料として作成したものです。本資料は、情報提供のみを目的として作成したものであり、保険の販売その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。
・当社では、本資料の掲載内容について細心の注意を払っていますが、これによりその情報に関する信頼性、正確性、完全性などについて保証するものではありません。
・本資料の著作権は明治安田生命保険相互会社に属し、その目的を問わず無断で複製、転載および譲渡することはご遠慮ください。
・本資料は作成日時点の情報をもとに作成しており、法令変更、金融情勢の変化等により、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。

明治安田生命保険相互会社　総合法人業務部　団体年金コンサルティング室
TEL：03－3283－9094

明治安田生命